

(物品借入契約における特約条項の条文)

保守込みの場合

(保守)

第 条 受注者は、発注者が物品（装置）を常に安全かつ完全に使用できるよう仕様書等の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。

2 受注者は、発注者から第 15 条第 2 項の報告を受けたときは、受注者の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

3 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

4 発注者は、物品（装置）の保守管理に必要な電気料金を負担する。

(委託の制限)

第 条 受注者は、保守を委託しようとする場合はあらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 発注者は、受注者に対して、委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

3 受注者は、委託先の保守の履行について、受注者自らこの契約を履行する場合と同様の責任を負うものとする。